

監 査 報 告 書

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
理事長 矢 頭 範 之 殿

令和元（2019）年5月7日

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

監 事 伊 藤 佳 江 印

監 事 鯨 井 康 夫 印

監 事 細 田 長 司 印

私ども監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第20会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 公益法人会計基準に規定する財務諸表は、会計帳簿の記載の金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 業務報告書の提出の遅滞解消は、当法人が取り組むべき喫緊の課題であるが、着実に進んでいることが認められる。このことは、LSシステムの導入による会員の業務報告の負担軽減や、その他の遅滞解消に向けた取り組みの成果が表れているものと評価できる。

業務報告制度は、当法人の存在根拠ともいえる根幹の制度であり、有効かつ適正妥当な運用が図られるべきであるが、残念ながら、この認識に欠ける会員が少なからずいる。このことは、不祥事発生の温床ともなりかねないところから、これが当法人の存在を揺るがしかねない事態であることをあらためて認識し、業務報告制度の有用性を高める

とともに、この制度の必要性のさらなる周知徹底を図られたい。これにより、今後の不祥事の防止につながり、ひいては、成年後見制度における当法人の信頼の確保と更なる役割が期待される。

なお、L Sシステムの更新にあたり多少の混乱が見られたが、今後このようなことが起こらないよう更新の際の周知の徹底に努められたい。

- (3) 会員の執務の適正性を確認するための特定原本確認については、各支部において必要に応じて実施されていることがうかがわれる。

また、全件原本確認については、多くの支部において100%かそれに近い進捗状況を示しているが、一方で、進捗の思わしくない支部も散見される。全件原本確認の意義を周知せしめながら、すべての会員に対して一巡目の確認を済ませられたい。

- (4) 成年後見制度の利用促進施策が具体化するにつれ当法人の事業が増大し業務負担が多くなることが予想され、その結果、事業費も増大するものと思われる。今後増大するであろう業務に対応するため、小規模支部の負担軽減も視野に入れながら、予定されている精査センターの創設を含め、当法人の事務負担の在り方を検討する必要がある。

- (5) 事業の拡大等に応じた職員体制の増大等に対応した事務局の移転・拡張は、実行することができた。

しかしながら度々指摘されている役員や一部職員の自己犠牲的執務体制については、いまだ改善されているとはいえない。早急に改善方策を検討し、実施すべきである。

役員構成については、常務理事制の導入により、専務理事の負担軽減に寄与していることが認められるが、導入後の検証を行うとともに、職員の事務担当の適正配置も含めて、今後とも改善を図られたい。また、支部の役員・事務局体制についても、引き続き配慮されたい。

- (6) 支部監査の適正性については、支部監査作成による支部監査チェックリストにより行っているが、当法人の組織形態を鑑みる上で充分とはいえない。この際、支部監査の位置づけも含めて法人全体の監査の在り様について検討を深め、当法人の統一のとれた監査制度を構築されたい。

- (7) 遊休財産額の保有上限額に対する割合は法人全体とすると前年度比較では改善されている。一方支部単位では、遊休財産額が保有上限額を大きく上回る支部がある一方、遊休財産額が極端に少なく資金繰りに問題ある支部が生じている現実が見受けられるが、これは公益法人の財務の在り方として問題がある。これについては、日本司法書士会連合会と合同で「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの財務運営の検討に関する会議」が持たれているが、同会議において真摯にかつ早急に検討を進め、一刻も早く改善策を策定し、実施すべきである。

- (8) 事業報告書の内容は事実と認めうる。

- (9) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上